

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

			事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()	
I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書								
	準備金の名称	1					円	
	当期積立額	2		円				
積立限度額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3						
	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	4						
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5						
	鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (5)	6						
	租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第10項により控除する金額	7						
	採掘所得金額 (6) - (7)	8						
	所得基準額 $(8) \times \frac{50}{100}$	9						
	積立限度額 ((4)と(9)のうち少ない金額)又は(9)	10						
	積立限度超過額 (2) - (10)	11						
益金算入額の計算								
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額				翌期繰越額 (24) - (25) - (26) - (27)	
	23	24	3年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(25)及び(26) 以外の場合	27	28	
⋮⋮	円	円	円	円	円	円	円	
⋮⋮								
⋮⋮								
⋮⋮								
⋮⋮								
⋮⋮								
⋮⋮								
当期分								
計		円	円	円	円	円		

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	29	円	所得基準額の計算	所得金額合計又は個別所得金額仮計(別表四「28の①」又は別表四の二付表「39の①」)	37	円
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	30			非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額(別表四「36の①」又は別表四の二付表「44の①」)	38	
	(29)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	31			欠損金若しくは災害損失金等の当期控除額又は連結欠損金個別帰属額等の当期控除額(別表七(一)及び別表七(二)又は別表七の二付表二及び別表七の二付表三)	39	
	(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	32			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	40	
	探鉱費基準額 (29)又は(31) - (32))	33			所得基準額 ((37) + (38) - (39)又は(37) + (38) - (39) - (40))	41	
準備金額の金算入	3年を経過した場合の益金算入額 (25)の計)	34		特別控除額 (33)、(36)と(41)のうち少ない金額)	特別控除額 (33)、(36)と(41)のうち少ない金額)	42	
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26)の計)	35					
	益金算入基準額 (34) + (35)	36					

別表十（二）の記載の仕方

1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが同法第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この表は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の区分により別葉に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

- (3) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」に記載する金額について、措置法令第34条第1項第3号若しくは第9項第3号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）又は第39条の88第1項第3号若しくは第9項第3号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定により鉱物を原材料として製造した物品の販売収入のうち当該鉱物に係る収入金額を計算した場合には、その収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付してください。

なお、措置法第58条第9項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同法第58条第9項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めないで記載します。

- (4) 「租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第10項により控除する金額7」は、前期以前の各事業年度又は各連結事業年度のうち探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立額の損金算入の適用を受けた事業年度又は連結事業年度の翌期以後前期までその適用を受けなかった場合に、その翌期以後前期までにおいて、採掘損失金額を生じた各事業年度又は各

連結事業年度の採掘損失金額の合計額が採掘所得金額又は海外採掘所得金額を生じた各事業年度又は各連結事業年度の採掘所得金額又は海外採掘所得金額の合計額を超えるときに、その超える金額を記載します。

- (5) 「益金算入額の計算」の各欄は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が積立後3年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。
- (6) 当期が積立事業年度の翌期首から3年を経過した日の属する事業年度である場合には、その積立事業年度についての金額を「積立事業年度」欄の最上欄に記載し、「期首現在の準備金額24」から当期における「任意取崩し等の場合26」の益金算入額を控除してなお残額がある場合に、その残額を「3年を経過した場合25」に記載します。

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金を積み立てている法人が措置法第59条第1項又は第2項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが同法第68条の62第1項又は第2項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「(30)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額32」には、海外新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合に当期において探鉱準備金を益金算入した金額（「益金算入基準額36」の金額）が「(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額30」の金額を超える場合のその超える金額を記載します。

- (3) 「探鉱費基準額33」には、次により記載します。
イ 新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合には、「29」の金額
ロ 海外新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合には、「31」の金額から「32」の金額を控除した金額